

専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 5 月 22 日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 28 日

開成町長 山 神 裕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第 13 号

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 3 年開成町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第 2 条 (略) 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にある時を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(3) (略) (4) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (5)・(6) (略) 3・4 (略)	(用語の定義) 第 2 条 (略) 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にある時を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(3) (略) (4) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項_____の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (5)・(6) (略) 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。